

重度心身障害者(児)医療費助成に 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が追加されます

市では、令和 2 年 8 月 1 日診療分から、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方を、重度心身障害者(児)医療費助成の対象に追加します。

助成を受けるために必要な申請書類は、6 月上旬に対象者に送付しますので、申請期限（6 月 30 日㊦）までに障害福祉課へ提出してください。

審査の結果、受給資格が認定された方には「重度心身障害者医療費助成受給券」を送付します。



新たな助成対象者	精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者 ※65歳に達してから新たに精神障害者保健福祉手帳を取得された方は助成の対象となりません。
助成内容	保険診療の適用となる医療費 ※健康診断料・診断書作成料・入院時のベッド代等は助成の対象となりません。
自己負担額	通院 1 回につき 300 円、入院 1 日につき 300 円、調剤は無料 ※市町村民税所得割が非課税世帯の場合は、自己負担はありません。
利用方法	医療機関の会計窓口で保険証と受給券を提示することにより、自己負担額をお支払いいただきます（千葉県外の医療機関では、受給券は使用できません）。 ※千葉県外の医療機関を受診した場合や医療機関窓口で受給券を提示しなかった場合は、市指定の申請書に領収書を添付して障害福祉課に提出することにより、後日、自己負担額を差し引いた額が、指定の口座に振り込まれます。
所得制限	市町村民税所得割額の世帯の合計が 23 万 5 千円以上となる場合は、助成の対象となりません。 ※症状により対象となる場合もあります。

お問い合わせは、障害福祉課（2 階） ☎(20) 1 6 6 6、FAX(20) 1 6 1 0 へ。

ところである。（令和 2 年 4 月 1 日施行）

都市建設部 建築課

【監査結果】

違反建築物の指導については、家屋のみならず、耐震強度が不足する危険なブロック塀についても危険性除去に向けた取組みをされたい。

【措置内容】

耐震強度が不足する危険なブロック塀について、今年度「危険ブロック塀等改修補助金制度」を創設した。

本制度は、広報等により市民への周知を行い、改修工事 1 件に対し最大 10 万円の補助金を交付することで危険ブロック塀の改善を目指すものである。

建築課では今後も建築物の指導だけでなく危険ブロック塀の危険性除去に向けた取組みを継続的に進める考えである。

お問い合わせは、

監査委員事務局（9 階）

☎(20) 1 5 6 0、FAX(20) 1 6 0 7 へ。